

6 その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 新たに建築される建物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

(2) 耐震診断済みおよび耐震改修済み表示制度の周知

特に民間建築物で、不特定多数の方々が利用する建築物の耐震化を促進するため、耐震診断の結果、安全が確認された建築物や耐震改修を行った建築物について、安全であることを表示する制度（耐震改修促進法第 22 条）を周知します。